解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十九日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

千葉県船橋市夏見台五丁目一四番八号

特定非営利活動法人楽居の会

代表清算人　亀田　和子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月七日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

東京都港区南青山一丁目二〇番一五号

特定非営利活動法人ソーシャル・イノベーション・ジャパン

代表清算人　町野　弘明

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間満了により、平成二十三年七月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

大阪府岸和田市港緑町三番一号

財団法人岸和田市文化財団

清算人　烏野　誠一

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年四月二十三日開催の理事会及び評議員会の議決により、平成二十三年七月二十五日広島県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月十五日

広島県三次市和知町字歳政一八〇八番地の一

学校法人章仁学園

清算人　沖本　和弘

配当公告

長崎県東彼杵郡波佐見町田ノ頭郷五二二番地

破産者　株式会社恋塚建設

右の者に対する長崎地方裁判所佐世保支部平成十八年（フ）第二五九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金三九二、九二四、五七五円

一、配当することのできる金額

金三七、七七一、〇五九円

平成二十三年八月十五日

長崎県佐世保市高天町六番三号

破産管財人　山元　昭則

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県盛岡市本町通一丁目二五三番地、最後の住所岩手県盛岡市本町通一丁目九番一二―二〇一号　被相続人　亡　渡邊　孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

岩手県盛岡市中央通三丁目一七番七号北星ビル三階北奥法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小保内義和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市東町一番地一、最後の住所栃木県宇都宮市御幸ヶ原町一五五番地四四

被相続人　亡　皆藤　茂雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市宝木町一丁目二五八四番地七、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　山本　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

事務所栃木県宇都宮市東宿郷六丁目四番一二号　近藤峰明法律事務所

相続財産管理人　弁護士　近藤　峰明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県秩父市宮側町一四六九番地、最後の住所埼玉県秩父市宮側町二四番二号

被相続人　亡　小﨑　ミネ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

埼玉県川越市元町二丁目四番地一一

相続財産管理人　弁護士　杉村　茂

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西条市丹原町北田野七四四番地、最後の住所埼玉県川口市上青木西一丁目四番三―一〇七号ライオンズマンション川口青木町公園

被相続人　亡　渡邊　亨彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

埼玉県さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号さいたま新都心法律事務所

相続財産管理人　弁護士　眞砂　一也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区白山一丁目一〇九番地、最後の住所千葉県市川市福栄二丁目二〇番一三号　ピコハウス福栄一二一号

被相続人　亡　麻生　行宏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　宮本　勇人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市富田一色町三七七番地

一、最後の住所三重県四日市市富田浜町四番一五号　被相続人　亡　片岡　定子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月十五日

東京都千代田区日比谷公園一―三市政会館一階一一五山田・合谷・鈴木法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　修一

第10期決算公告

平成23年8月15日　東京都品川区南大井三丁目16番5号

デカ・シンセンブレイス不動産特定目的会社

取締役　宇野　重樹

取締役　ブリギッテ・スタインメッツ

取締役　ビョルン・ティーマン

貸借対照表の要旨

（平成23年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,268,639	流動負債	41,517
固定資産	3,268,639	固定負債	2,576,987
有形固定資産	3,268,639	負債合計	2,618,504
その他の固定資産	917,481	社員資本	1,567,616
流動資産	916,919	特定資本金	1,370,600
固定資産	562	剰余金	197,016
無形固定資産	25	当期未処分利益	197,016
投資その他の資産	536	（うち当期純利益）	（197,016）
		純資産合計	1,567,616
資産合計	4,186,120	負債・純資産合計	4,186,120